

令和元年度鳥取県環境審議会(第1回) 次第

日時:令和元年5月15日(水)

午後1時30分から午後3時まで

場所:バードステイホテル 7階 銀河の間

(鳥取市永楽温泉町 556)

1 開会

2 会長・副会長の選任

3 議事

(1)各委員の所属部会の指名及び部会長の選任 (資料1)

(2)審議会の概要 (資料2)

(3)諮問事項

・環境影響評価制度のあり方について (資料3)

(4)部会議決事項

・地下水影響調査計画書等について (資料4)

4 その他

5 閉会

○鳥取県環境審議会委員(任期:平成31年4月26日から令和3年4月25日まで)

委員名	職名等	分野
アズマ ショウコ 東 尚子	(公財)日本環境協会 教育事業部 事業課長	環境教育
タムラ ジュンイチ 田村 純一	鳥取大学 農学部 生命環境農学科 教授	有機化学
テジマ ヒデミツ 手島 秀光	公募委員	省エネ診断、EMS
ナジマ 名島 ゆかり	NPO 法人コンシューマーズサポート鳥取 理事	温暖化防止、社会教育
ヨネイ テツロウ 米井 哲郎	智頭石油(株) 代表取締役社長	自動車(EV)、再生可能エネルギー
アオキ カオル 青木 薫(欠席)	米子工業高等専門学校 物質工学科 教授	水分析、氷温、食品
ウエダ イズミ 上田 和泉	(株)中海テレビ放送 記者	報道
キシモト ヤスコ 岸本 康子(欠席)	NPO 法人養生の郷	環境実践活動
タクラ キョウイチ 田倉 恭一(欠席)	(公益)鳥取県食鳥肉衛生協会 非常勤検査員	環境全般
ヤスダ ヒロシ 安田 裕	元鳥取大学乾燥地研究センター 准教授	水文学
オクムラ トモコ 奥村 知子	—	市民活動
マツムラ ハルオ 松村 治夫	元鳥取環境大学 環境学部 教授	廃棄物工学
ミワ ハルミチ 三輪 陽通(欠席)	三光ホールディングス(株)代表取締役 CEO	廃棄物処理
シミズ カヨコ 清水 香代子	日吉津村 住民課 課長	廃棄物行政
ヤマサキ ミホ 山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践
アカイ ノブエ 赤井 伸江(欠席)	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 副理事長	自然環境保全、ビオトープ
カサギ テツヤ 笠木 哲也	公立鳥取環境大学 環境学部 環境学科 准教授	植物生態学
ヨコヤマ マユミ 横山 真弓(欠席)	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学
オオスミ カツヒロ 大住 克博(欠席)	鳥取大学 農学部附属フィールドサイエンスセンター 教授	森林生態学
オカダ タカミ 岡田 珠美	(一財)鳥取県観光事業団 マネージャー、県生物学会	自然観察・体験等
イシガ ヒロアキ 石賀 裕明	島根大学大学院 総合理工学研究科 地球資源環境学領域 教授	環境地質学
キタオカ コウイチ 北岡 豪一(欠席)	岡山理科大学 理学部 非常勤講師	気象・海洋・陸水学、地質学
ナカモト サチコ 中本 幸子	元鳥取大学 医学部 保健学科 准教授	保健学
イトウ テツ 伊藤 徹	(公社)日本技術士会 鳥取県支部 支部長	地下水
マツモト マサツグ 松本 正嗣	鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長	温泉
イトウ ヒロシ 伊藤 啓史(欠席)	鳥取大学 農学部 共同獣医学科 准教授	獣医学
フクヤス オサム 福安 修	(一社)鳥取県猟友会 理事	狩猟
ドイ カツオ 土居 克夫	NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部 支部長	野鳥保護
ホウライ サワコ 寶來 佐和子	鳥取大学 農学部 生命環境農学科 准教授	環境化学
ヨシザワ ハルミ 吉澤 晴美(欠席)	県生物学会	生物の保全

○事務局

所 属	職 名	氏 名
生活環境部	部長	酒嶋 優
	次長	住田 剛彦
生活環境部環境立県推進課	課長	若松 紀樹
	係長	星見 暢貴
	衛生技師	木下 博登
生活環境部循環型社会推進課	課長	山根 茂幸
	係長	小林 拓史
生活環境部くらしの安心局 水環境保全課	課長	田中 将
	参事	阿部 隆泰
	課長補佐	森 明寛
	衛生技師	居藏 岳志

鳥取県環境審議会 資料一覧

資料 1	鳥取県環境審議会委員事務局提案案
資料 2	鳥取県環境審議会について
資料 3-1	諮問文及び諮問理由
資料 3-2	環境影響評価制度のあり方について
資料 3-2(別紙 1)	鳥取県環境影響評価条例の手の続の流れ
資料 3-2(別紙 2 の 1)	環境影響評価の対象事業及び規模
資料 3-2(別紙 2 の 2)	特別地域
資料 3-2(別紙 3)	中央環境審議会答申 (概要)
資料 3-2(別紙 4)	「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集 (パブリックコメント)
資料 4	地下水影響調査計画書等について

○鳥取県環境審議会委員(任期:平成31年4月26日から令和3年4月25日まで) 所属部会(事務局案)

部会(案)	委員名	職名等	分野
企画政策	アズマ ショウコ 東 尚子	(公財)日本環境協会 教育事業部 事業課長	環境教育
	タムラ ジョンイチ 田村 純一	鳥取大学 農学部 生命環境農学科 教授	有機化学
	テジマ ヒデミツ 手島 秀光	公募委員	省エネ診断、EMS
	ナジマ 名島 ゆかり	NPO 法人コンシューマーズサポート鳥取 理事	温暖化防止、社会教育
	ヨネイ テツロウ 米井 哲郎	智頭石油(株) 代表取締役社長	自動車(EV)、再生可能エネルギー
大気・水質	アオキ カオル 青木 薫	米子工業高等専門学校 物質工学科 教授	水分析、氷温、食品
	ウエダ イズミ 上田 和泉	(株)中海テレビ放送 記者	報道
	キシモト ヤスコ 岸本 康子	NPO 法人養生の郷	環境実践活動
	タクラ キョウイチ 田倉 恭一	(公益)鳥取県食鳥肉衛生協会 非常勤検査員	環境全般
	ヤスダ ヒロシ 安田 裕	元鳥取大学乾燥地研究センター 准教授	水文学
廃棄物・リサイクル	オクムラ トモコ 奥村 知子	-	市民活動
	マツムラ ハルオ 松村 治夫	元鳥取環境大学 環境学部 教授	廃棄物工学
	ミワ ハルミチ 三輪 陽通	三光ホールディングス(株)代表取締役 CEO	廃棄物処理
	シミズ カヨコ 清水 香代子	日吉津村 住民課 課長	廃棄物行政
	ヤマサキ ミホ 山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践
自然保護	アカイ ノブエ 赤井 伸江	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 副理事長	自然環境保全、ビオトープ
	カサギ テツヤ 笠木 哲也	公立鳥取環境大学 環境学部 環境学科 准教授	植物生態学
	ヨコヤマ マユミ 横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学
	オオスミ カツヒロ 大住 克博	鳥取大学 農学部附属フィールドサイエンスセンター 教授	森林生態学
	オカダ タマミ 岡田 珠美	(一財)鳥取県観光事業団 マネージャー、県生物学会	自然観察・体験等
地下水・温泉	イシガ ヒロアキ 石賀 裕明	島根大学大学院 総合理工学研究科 地球資源環境学領域 教授	環境地質学
	キタオカ コウイチ 北岡 豪一	岡山理科大学 理学部 非常勤講師	気象・海洋・陸水学、地質学
	ナカモト サチコ 中本 幸子	元鳥取大学 医学部 保健学科 准教授	保健学
	イトウ テツ 伊藤 徹	(公社)日本技術士会 鳥取県支部 支部長	地下水
	マツモト マサツグ 松本 正嗣	鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長	温泉
鳥獣	イトウ ヒロシ 伊藤 啓史	鳥取大学 農学部 共同獣医学科 准教授	獣医学
	フクヤス オサム 福安 修	(一社)鳥取県猟友会 理事	狩猟
	ドイ カツオ 土居 克夫	NPO 法人日本野鳥の会鳥取県支部 支部長	野鳥保護
	ホウライ サワコ 寶來 佐和子	鳥取大学 農学部 生命環境農学科 准教授	環境化学
	ヨシザワ ハルミ 吉澤 晴美	県生物学会	生物の保全

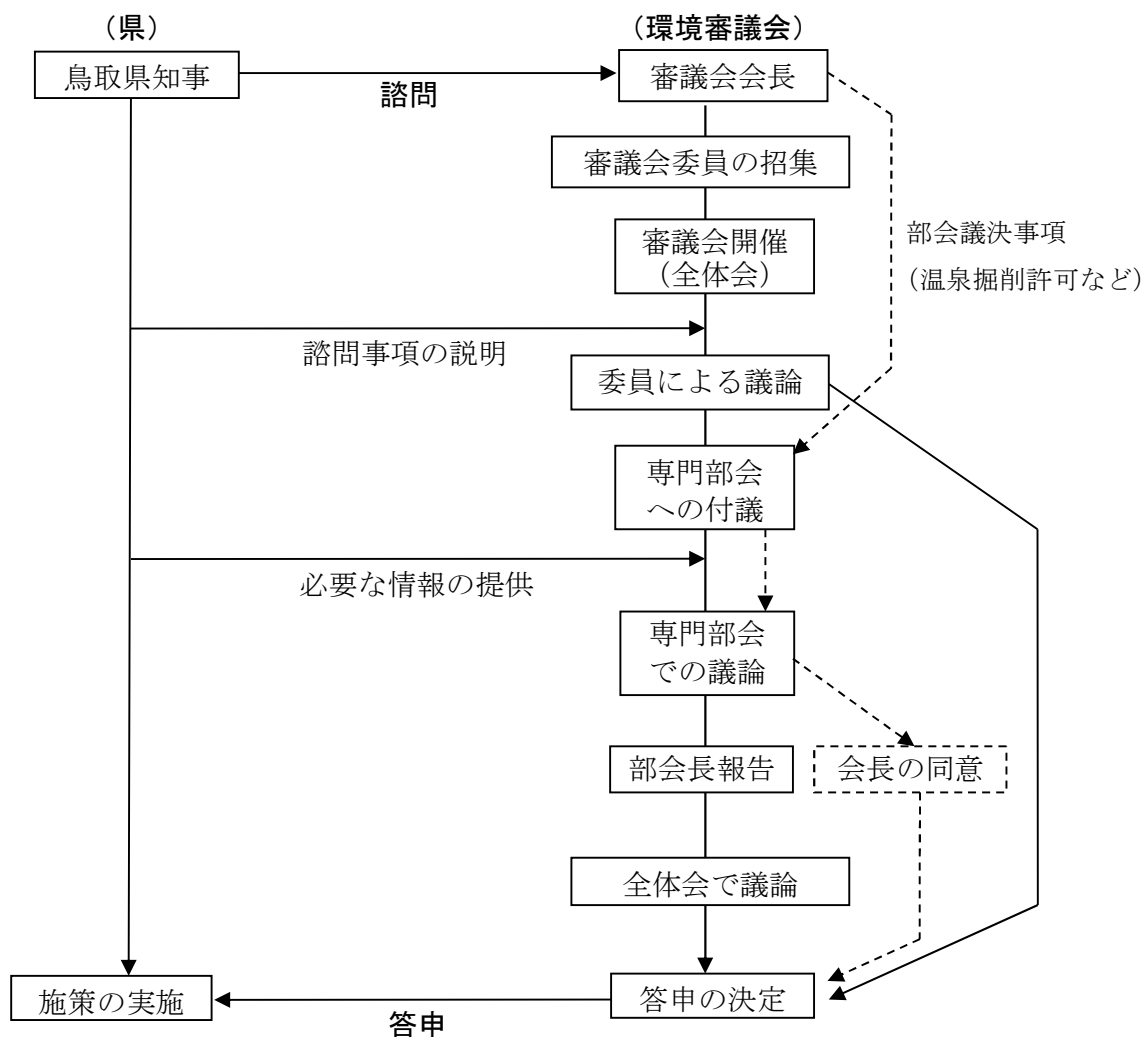
鳥取県環境審議会について

令和元年 5 月 15 日 / 環境立県推進課

1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第 27 条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は2年間)
- ・「企画政策部会」、「大気・水質部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「自然保護部会」、「温泉・地下水部会」、「鳥獣部会」の6部会を置く。

2. 審議会手続きの流れ



○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成8年10月8日
鳥取県条例第19号

第4章 鳥取県環境審議会 (設置)

第27条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県環境審議会運営要領

平成30年11月6日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 大気・水質部会
- 三 廃棄物・リサイクル部会
- 四 自然保護部会
- 五 温泉・地下水部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務について

鳥取県環境審議会（全体会）

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
 - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること。
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
 - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

自然保護部会

- 自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
 - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
 - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
 - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
 - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
 - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会（全体会）で審議を行う。（例：●印）
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会（全体会）で審議を行う。（例：◎印）
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会（全体会）で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。（例：○印）

現在の諮問の状況

No.	諮問事項	諮問日	付議部会
1	次期鳥取県環境基本計画実行計画について	H30.11.6	企画政策部会
2	次期鳥取県地球温暖化対策計画について	H30.11.6	企画政策部会
3	次期鳥取県廃棄物処理計画について	H30.11.6	廃棄物・リサイクル部会
4	第7期中海湖沼水質保全計画について	H30.11.6	大気・水質部会

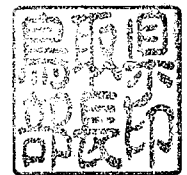
諮 問

鳥取県環境審議会

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第27条第2号の規定に基づき、環境影響評価制度のあり方について貴審議会の意見を求めます。

令和元年5月15日

鳥取県生活環境部長 酒嶋 優



諮 問 理 由

本県では、平成10年に鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月22日鳥取県条例第24条）を制定し、事業の実施に伴う環境影響についてあらかじめ調査、予測等を行う制度の運用を通じ、事業者の適正な環境配慮の確保に努めてきました。

これまで、平成25年には風力発電所を対象事業に追加するなど、環境影響評価制度を取り巻く状況の変化に応じて制度を見直してきたところですが、今般、大規模な太陽光発電所の設置等の事業が環境影響評価法の対象事業に追加される見込みであることなどから、対応を検討する必要性が生じています。

については、本県の環境影響評価制度のあり方について、御審議をお願いするものです。

環境影響評価制度のあり方について

令和元年 5 月 15 日
環境立県推進課

1 環境影響評価制度

環境影響評価制度は、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を行う事業者自らが、その事業実施にあたり、あらかじめ適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業にかかる環境の保全について適正に配慮し、公害の未然防止や良好な環境の保全を図るための制度です。

(1) 環境影響評価制度の基本的性格

- 事業者がよりよい環境配慮を行うことを支援するための情報交流の手続
- 許可基準・審査基準ではなく、対象事業・手続等について定める
- ⇒ 実施の有無を決めるものではない（規制ではない）
- ⇒ 事業者において自主的に環境保全上の適正配慮がなされることを期するというセルフコントロールの考え方を基礎

(2) アセス手続の義務づけの意義

- ① 広く分散して保有されている環境情報を的確かつ効率的に収集する手続を設けること
- ② ①を通じ、配慮がなされるべき個別具体の環境保全上の価値を的確に把握すること
- ③ 環境影響評価の客観性、透明性、信頼性を確保すること
- ④ 関係者の行動のルールを明らかにすること
(特に事業者のセルフコントロールが基礎なので、事業者が行うべき事項を明らかにすることにより、事業者の義務範囲が明確になり、社会的にもそれが認知されるという効果)

2 制度運用の経緯

国では、昭和 59 年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、いわゆる閣議アセスが行われていましたが、平成 9 年、現在の「環境影響評価法」が制定されて制度の充実が図られ、平成 11 年から全面施行されています。

一方、本県の環境影響評価制度は、平成 3 年に「鳥取県環境影響評価実施要綱」を制定して対応していましたが、法制定の動きを受けて、平成 10 年に現在の「鳥取県環境影響評価条例」を制定して運用してきました。

また、複雑化・多様化する環境問題や社会情勢の変化を受けて、電子縦覧の義務化（平成 24 年施行）、計画段階配慮書手続きの追加（平成 25 年施行）及び風力発電所設置等事業の対象事業化（平成 25 年施行）など、法改正の動向に合わせた制度見直しを行ってきました。

3 本県における施行状況

法及び条例の施行後、法に基づく手続きまたはそれに準ずるものが6件（うち3件が継続中）、条例に基づく手続きが1件ありました。

	事業名	種類	場所	事業者	規模等	手続き状況	備考
1	都市計画道路 鳥取青谷線（仮称）	道路	鳥取市 他	鳥取県	4車線、 約20km	手続き終了 (H17.6)	法
2	美保飛行場 拡張整備事業	飛行場	米子市 境港市	国土交通省	滑走路延長 500m（延長 後2,500m）	手続き終了 (H17.12)	法
3	大橋川改修事業	河川 改修	松江市	国土交通省	全長7.5km	最終とりま とめの公表 (H21.2)	自主 的
4	鳥取県東部広域行政 管理組合可燃物処理施 設整備事業（仮称）	ごみ 焼却炉	鳥取市	鳥取県東部広域 行政管理組合	240t/日 （最大）	手続き終了 (H26.1)	条例
5	（仮称）鳥取市青谷町 風力発電事業	風力	鳥取市	自然電力（株）	4万kW （最大）	方法書終了 (H30.4)	法
6	（仮称）鳥取 風力発電事業	風力	鳥取市	（合）NWE-09 インベストメ ント	14.4万kW （最大）	方法書終了 (H30.8)	法
7	（仮称）鳥取西部 風力発電事業	風力	伯耆町 南部町 日野町 江府町	（合）NWE-11 インベストメ ント	14.4万kW （最大）	方法書終了 (H30.8)	法

4 太陽光発電事業に係る環境影響評価に関する国の動向

再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、円滑な大量導入に向けた取り組みが推進されているなか、大規模な太陽光発電事業の実施に伴う土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例があることを受けて、国は、平成31年3月に中央環境審議会に対して「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」諮問し、同年4月に「大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象とすべき（第1種：4万kW、第2種：3万kW）」と答申を受けました。

この答申を受け、今後環境影響評価法施行令が改正*され、来年春にも一定規模以上の太陽光発電事業が法アセス対象事業に追加される見込みです。

※パブリックコメント中（5月10日～6月10日）

5 条例改正検討の必要性

本県においても太陽光発電所の設置等に関する環境影響を懸念する意見があること及び前述の答申において「法対象とならない規模の事業は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で条例アセスの対象とすることが考えられる」とも述べられていることから、条例アセス対象事業への追加を検討する必要があると考えます。

6 先進時自治体の例

都道府県レベルでは、長野県、大分県、山形県、静岡県及び山口県がすでに太陽光発電所を条例アセス対象事業に位置付けています。

状況	都道府県
改正済	長野県／H27. 10. 13公布、H28. 1. 13施行 …第1種：敷地面積50ha以上、第2種：森林区域等における敷地面積20ha以上
	大分県／H29. 3公布、H30. 1. 1施行 …敷地面積20ha（工業団地等除く）
	山形県／H29. 12公布、H30. 4. 1施行 …敷地面積50ha以上（特別地域20ha以上）
	静岡県／H30. 8. 31公布、H31. 3. 1施行 …敷地面積50haまたは森林伐採面積20ha以上
改正済 (未施行)	山口県／H31. 3. 1公布、R1. 6. 1施行 …第1種：敷地面積100ha以上、第2種：敷地面積50ha以上または森林伐採区域面積20ha以上

7 主な検討項目

(1) 規模要件の指標及び水準

太陽光発電所の設置等に伴う環境影響は、土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されると考えられるため、太陽光発電所の敷地面積（ha）を指標とすべきではないか。

また、法アセス対象要件に満たない規模の太陽光発電所に対しても、環境影響の懸念があることから、法対象要件よりも低い水準とすべきではないか。

⇒（素案）敷地面積 20ha 以上を規模要件としてはどうか。（一般地域）

(2) 地域特性を考慮した特別地域の設定

太陽光発電所の設置等に関する環境影響は、その地域特性（立地場所等）によって異なることから、規模要件には、地域特性を考慮した特別地域（森林区域等）を設定し、より低い水準から対象とすべきではないか。

⇒（素案）国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、鳥獣特別保護地区、ハマナス自生地帯及び森林区域（森林法第2条）等を特別地域に設定し、一般地域の1／2程度の規模要件を設定してはどうか。

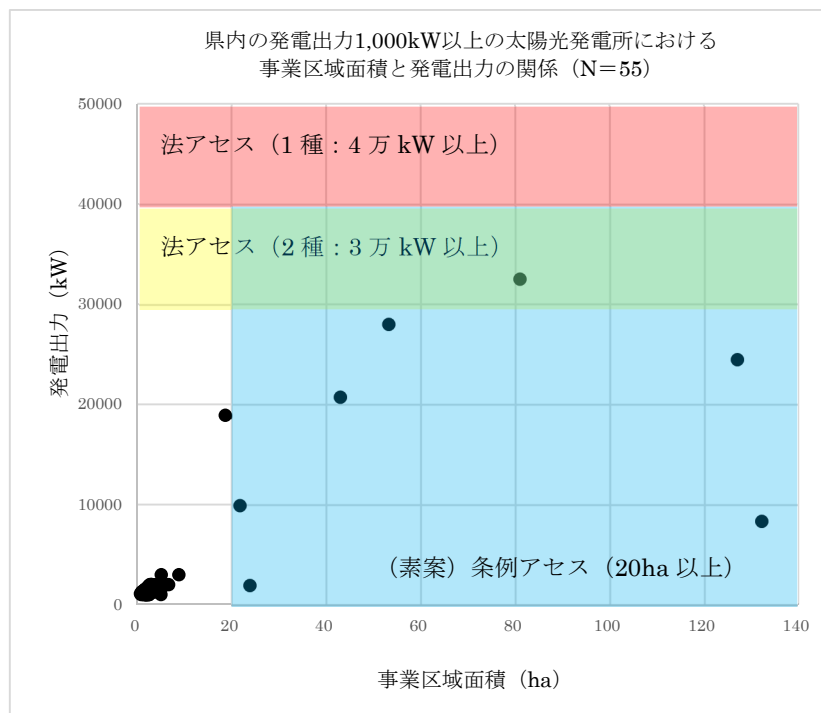
(参考1) 県内の大規模太陽光発電所

発電事業者名	所在地	発電出力 (kW)	太陽電池の合計出力 (kW)	備考
鳥取米子ソーラーパーク株式会社	米子市葭津地区	28,000	42,906	敷地面積 53.2ha ※ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク
Sun Station Hikari VII 合同会社	倉吉市和田	32,500	36,440	敷地面積約 50ha ※ゴルフ場跡地
京セラTCLソーラー合同会社 代表社員 東京センチュリー株式会社	米子市淀江町	24,500	29,296	敷地面積約 120ha ※ゴルフ場跡地
米子・大山太陽光発電合同会社	米子市淀江町	18,900	26,380	
CLEAN ENERGIESXXI 合同会社	大山町豊房	20,750	27,302	敷地面積約 45ha
ソーラー・フィールド9 合同会社	伯耆町福兼	9,950	13,991	
第三Qソーラー合同会社	三朝町大字吉尾	8,400	12,500	

出典) 資源エネルギー庁 事業計画認定情報公表用ウェブサイト (2019年2月28日時点:最新) 掲載情報を加工。

備考欄は、事業者ウェブサイトや報道情報から得られた敷地面積及び事業所名等を記載。

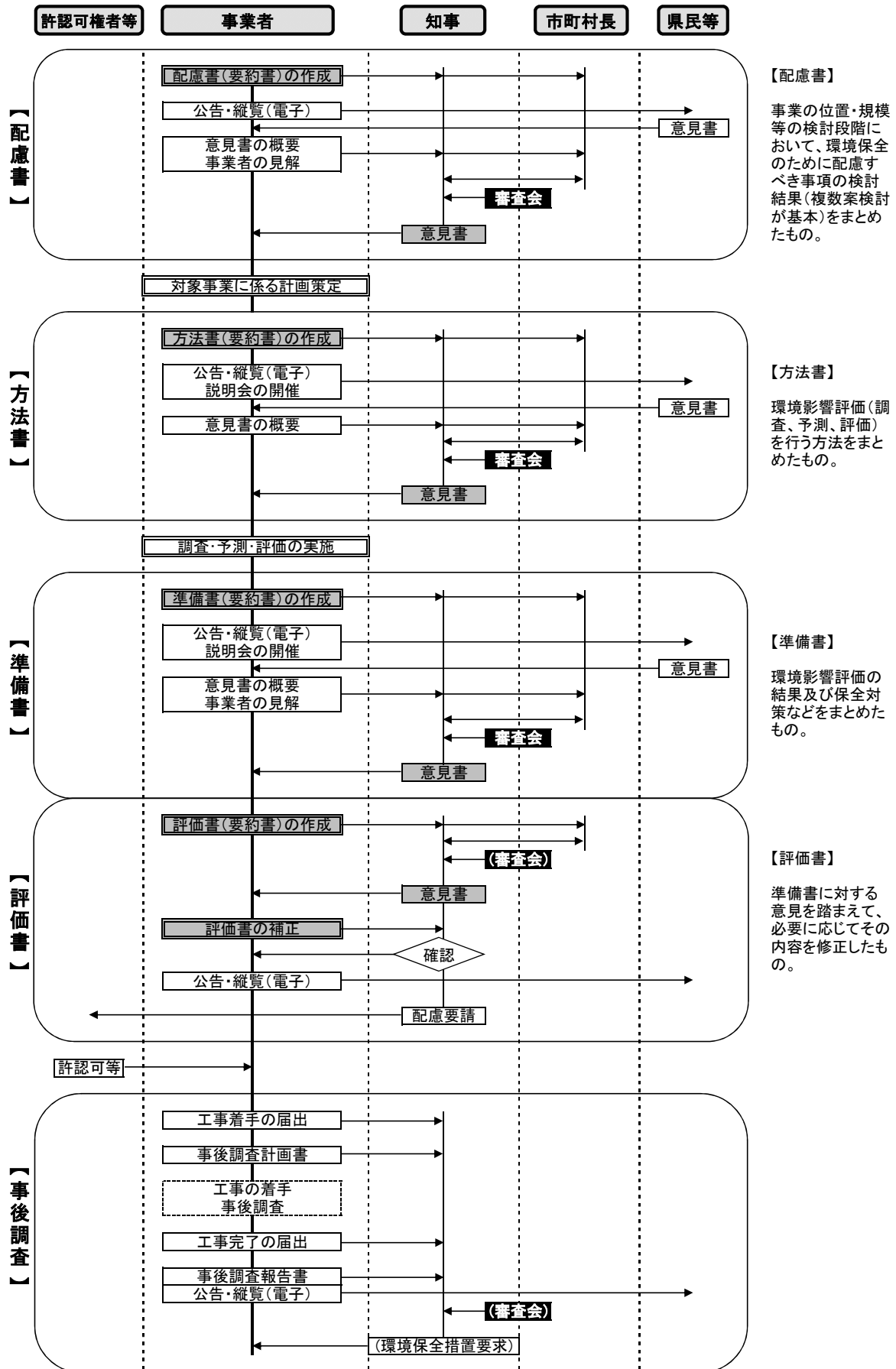
(参考2) 県内の太陽光発電所 (発電出力 1,000kW 以上) の面積と出力の関係



出典) 資源エネルギー庁の FIT 認定データをもとに、県内の発電出力 1,000kW 以上の太陽光発電所のうち、面積情報が把握できたものについて集計。

鳥取県環境影響評価条例の手の続の流れ【平成25年4月施行】

資料3-2 別紙1



環境影響評価の対象事業及び規模（概要／平成25年4月施行）

資料3-2 別紙2の1

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道 路 高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 — 幅6.5m、20km以上	— — 7.5km以上10km未満 — 幅6.5m、15km以上20km未満	— — } 4車線、10km以上	— — } 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	湛水面積 75ha以上 改変面積 75ha以上 改変面積 75ha以上
鉄 道 新幹線 在来線	すべて 10km以上	— 7.5km以上10km未満	— 10km以上	— 7.5km以上
飛行場 (滑走路) 新設 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上 500m未満	2500m以上 500m以上	1875m以上 375m以上
発電所 水力 火力 地熱 原子力 風力	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて 出力 1万kw以上	2.25万kw以上 3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上 1万kw未満 — 7500kw以上 1万kw未満	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 — 出力 1500kw以上	2.25万kw以上 11.25万kw以上 7500kw以上 — 1500kw以上
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓	50ha超	40ha以上 50ha以下	50ha超	40ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画	埋立等区域300ha以上	—	—	—
廃棄物処理施設	ごみの焼却 し尿処理	-----	100t /日以上 100kl/日以上	75t /日以上 75kl/日以上
工場の新築、増築	排水 排ガス	-----	1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /時以上	7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /時以上
ゴルフ場又はスキー場	-----	-----	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設 (ゴルフ場、スキー場を除く)	-----	-----	75ha以上 (土地改変区域に限る)	50ha以上 (土地改変区域に限る)
岩石等採取事業	-----	-----	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業 (草地造成を含む)	-----	-----	75ha以上	50ha以上
複合開発事業	-----	-----	明文化	明文化

注) 一般地域：特別地域以外の地域 / 特別地域：開発における環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの（国立公園等）

法対象事業：「法的関与要件」＋「規模要件」、 条例対象事業：「規模要件」のみ / 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる

特 別 地 域 (概要 / 平成 27 年 5 月施行)

事業の種類	すべての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域
<ul style="list-style-type: none"> ・道路（4車線以上の新設・4車線以上の改築） ・鉄道及び軌道 ・飛行場 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 ・鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 ・鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 ・ 保育所、幼保連携型認定こども園 ・ 病院及び患者の収容施設を有する診療所 ・ 上記施設の周囲 1 km の区域 ○ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 ・公有水面の埋立て及び干拓 ・土地区画整理事業 ・流通業務団地造成事業 ・工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等（※2） ○ 湖山池水質管理計画の対象地域（※3） ○ 東郷池水質管理計画の対象地域
<ul style="list-style-type: none"> ・発電所（水力・火力・地熱） ・廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 ・畜産団地造成事業 ・ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設 ・工場等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハマナス自生南限地帯（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 ○ 東郷池水質管理計画の対象地域 ○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域（※4）
<ul style="list-style-type: none"> ・道路（4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く） ・発電所（風力）（※5） ・岩石等採取事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ なし
<ul style="list-style-type: none"> ・条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域

（※1）昭和58年文部省告示第90号

（※2）平成元年総理府告示第5号

（※3）範囲及び根拠の明確化

（※4）規則で定める指定水域及び指定地域なし（平成25年3月末現在）

（※5）一般地域及び特別地域とも対象事業の要件が同一（出力1,500kw以上）であるため、規則別表第1には規定されていない

太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（答申）（概要）

①基本的考え方

- 大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象とすべき。
- 法対象とならない規模の事業は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で条例アセスの対象とすることが考えられる。
- 条例対象ともならない規模の事業はガイドライン等を示しつつ自主的で簡易なアセスを促すべき。

②規模要件、地域特性

- 規模要件については、電気事業法との整合性を図るため出力（交流）を指標とする。条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準（一種100ha・二種75ha）、面積と出力の関係を踏まえ、一種4万kw・二種3万kw（交流側）を規模要件とする。
- 太陽光発電事業は、地域の特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てにアセスが必要としつつ、二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う（森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要）。

③環境影響評価項目の選定等

- 面的な改変を行うことによる工事中の粉じん・騒音・振動、水の濁り、土地の安定性、動物・植物・生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等への影響のほか、パワーコンディショナーからの騒音や反射光による影響について、事業特性・地域特性を踏まえて各事業者においてアセスを実施。

④地域との共生

- 太陽光発電事業について、透明性の高いアセスを実施することで、地域の理解と受容が進む。
- 他の法律や条例による規制措置なども組み合わせて、地域との共生に向けた様々な施策を総合的に進めることで、太陽光発電事業の適正な導入促進を図ることが重要。

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 背景

中央環境審議会においてとりまとめられた答申「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」（2019年4月26日）において、「既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。」とされたところである。

この答申に基づき、太陽電池発電所の設置の工事業等を環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「施行令」という。）の一部を改正するもの。

2. 内容

(1) 対象事業の規模要件（別表第1関係）

出力が4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事業を第一種事業とし、出力が3万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。

(2) 軽微な修正の要件（別表第2関係）

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

(3) 軽微な変更の要件（別表第3関係）

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

3. 今後の予定

公布：令和元年7月上旬（予定）

施行：令和2年4月1日（予定）

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告
(地下水影響調査計画書等について)

令和元年5月15日
くらしの安心局水環境保全課

平成30年度鳥取県環境審議会(第1回)(平成30年11月開催)以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

地下水影響調査計画書等

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例(鳥取県条例第91号)に基づく影響調査計画書及び採取計画届出書の届出を受け、同条例第8条第2項及び第11条第2項に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したものを。

(1) 平成30年度 第3回 温泉・地下水部会(平成30年12月21日開催)

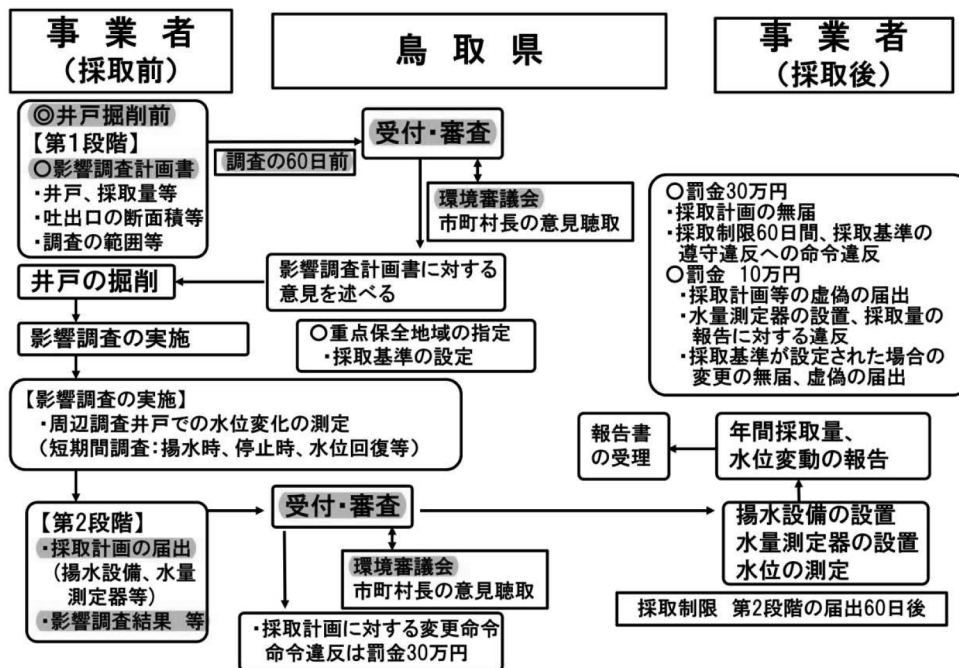
届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量	
				吐出口断面積(合計)	
報掘 22号	影響調査 計画書	倉吉市 上井	道路消雪施設	151,000 m ³ /年	— (報告案件のため答申不要)
				27.67 cm ²	
諮採 20号	採取計画 届出書	琴浦町 中尾	食肉加工	472,680 m ³ /年	新規(1基)及び既存井戸(4基)の地下水位、揚水量及び工場稼働日数の関係を把握しながら揚水するよう意見
				234.13 cm ²	

※報掘22号は、同等の井戸への更新とみなし、環境審議会への報告のみとして適用

(参考) 届出の流れ、環境審議会の役割

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の届出について

1 条例と届出の流れ (影響調査・採取計画等)



2 環境審議会 (温泉・地下水部会) の役割

審議会 (部会)	新たに地下水を採取する事業者 又は採取量を増加しようとする既存事業者の届出に対して、影響調査計画や採取計画が妥当であるか等の意見を述べる。
県	審議会意見と市町村長意見を踏まえ、知事は事業者に地下水保全の見地から意見を述べる。

☞ 条例 第6、7、8条 (影響調査)、第9、11、12条 (採取計画) が審議会と関連。

◎ 新たな地下水の採取のための具体的な事務手続きステップ

① 影響調査計画書の届出

- ・添付書類 (地図や影響調査に関する書面)
- ・井戸を掘削、設置又は採取量を増加する60日前までに届け出る。

② 影響調査計画について **県から環境審議会と市町村長へ意見を聴取する。**

③ 影響調査計画について県が審査を行い、その審査結果を県から通知する。

④ 審査の結果問題がない場合、掘削や影響調査を実施。

⑤ 採取計画届出書の届出

- ・添付書類 (地図や影響調査結果に関する書面)
- ・地下水採取の60日前までに届け出る。

⑥ 採取計画届出書と影響調査結果について **県から環境審議会と市町村長へ意見を聴取する。**

⑦ 採取計画届出書と影響調査結果について県が審査を行い、その審査結果を県から通知する。

⑧ 審査の結果問題がない場合、地下水の採取を開始することができる。

⑨ 工事完了届出書の届出

- ・採取計画届出書の届出内容と変更がある場合は、変更の詳細を記載した書類を添付。
- ・工事完了日から、15日以内に届け出る。